

平成 29 年 3 月 吉日

適切な社会保険の加入について

協力会社各位

大日本土木株式会社

当社は、全社的にすべての下請負人の雇用・労働条件の改善を目的として、適切な社会保険の加入を進めています。

つきましては、貴社におかれましても、すべての再下請負人に対して適切な社会保険の加入を推奨されるようお願い申し上げます。

- ・社会保険加入の義務がある事業者は、必ず適切な社会保険に加入しなければなりません。したがって、恣意的に法令上の条件を満たさないような行為はしてはいけません。
- ・貴社は、再下請負人の見積り時から法定福利費を必要経費として適切に確保する必要があります。